

予算決算常任委員会を設置します

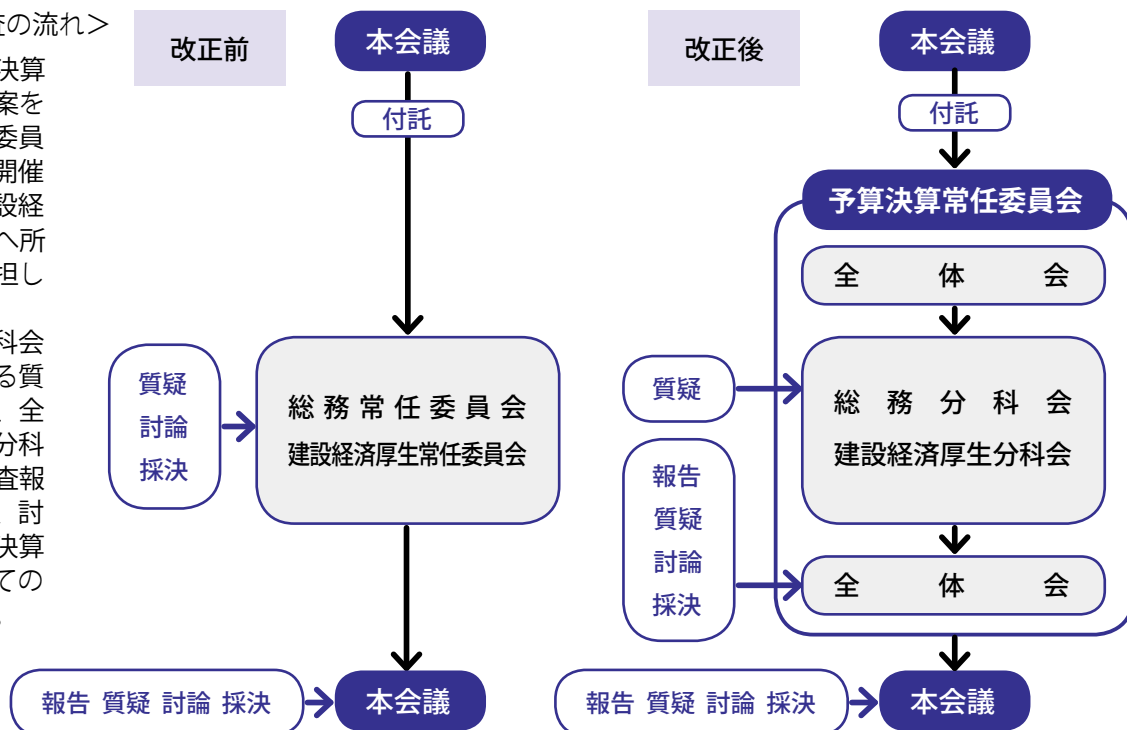
12月定例会で「予算決算常任委員会」を設置する条例改正を行い、平成31年3月定例会から、この委員会による審査を開始することになりました。審査の対象は、一般会計の当初予算、補正予算、決算です。

これまで、予算や決算の議案は、それぞれ所管する常任委員会に分割付託していましたが、1つの委員会での一体的に審査することになります。

＜予算・決算審査の流れ＞

本会議で予算決算常任委員会に議案を付託した後、全委員による全体会を開催して、総務、建設経済厚生分科会へ所管する事項を分担します。

そして、各分科会で、議案に対する質疑が行われた後、全体会を開催し、分科会審査報告、審査報告に対する質疑、討論を経て、予算決算常任委員会としての採決を行います。



12月定例会において議員提案による条例が制定されました

議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例（要旨抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、加西市議会議員の職責及び加西市議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が、市議会の会議を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が疾病等により、市議会の会議を長期欠席したときの議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、市議会の会議を欠席した日から市議会の会議に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるととき	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月があるときの期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の高い方の割合を適用する。